

福岡県医発第 1648 号（地）
令和 7 年 10 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医療DXに関する補助金について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療DXに関するシステム（オンライン資格確認や電子処方箋、レセコン、電子カルテ等）の導入や機能追加に要する費用につきましては、医療情報化支援基金をはじめとする各種補助金が設けられており、逐次ご連絡申し上げているところです。

しかし、補助金の種類が多岐にわたり煩雑であることから、今般、本会にて医療DXに関する補助金の一覧資料を取りまとめましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、今後医療DXに関するシステムの導入を検討される際の参考としていただけますよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

○本会ホームページ掲載先

ホーム > 医師の皆様 > 医療保険（労災・自賠医療を含む）
> オンライン資格確認

URL：https://www.fukuoka.med.or.jp/doctors/hoken/_10619.html



医療DXに関する補助金一覧

(令和7年10月2日時点)

●オンライン資格確認等システム関係

No	財政支援	実施主体	内容	対象施設	交付額	補助内容	申請方法	申請期日	問合せ先	掲載先
1	医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金 (地域診療情報連携推進費補助金)	国 (社会保険診療報酬支払基金)	医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている保険医療機関等(令和5年度及び令和6年度において本事業により助成を受けた保険医療機関等を除く。)において、 医療扶助のオンライン資格確認を実施するためのレセコンの改修等 に係る事業。	申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所	【病院】 補助率：1/2 補助限度額：28.3万円 ※事業額上限：56.6万円 【診療所】 補助率：3/4 補助限度額：5.4万円 ※事業額上限：7.3万円 ※申請額1,000円未満は切捨て	○医療扶助におけるオンライン資格確認を実施するにあたり必要なレセコンの改修等にかかる費用	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請	令和8年1月15日(木) ※延長されました。	オンライン資格確認等 コールセンター 0800-080-4583 (通話無料) 月～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217 
2	訪問診療等におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金 (地域診療情報連携推進費補助金)	国 (社会保険診療報酬支払基金)	訪問診療、訪問歯科診療、訪問服薬指導(薬剤管理指導)及び往診等を1回以上実施したことがある保険医療機関等において、オンライン資格確認を実施するためのレセコンの改修等、モバイル端末や汎用カードリーダーの購入等に係る事業。	訪問診療、訪問歯科診療、訪問服薬指導(薬剤管理指導)及び往診等を1回以上実施したことがある保険医療機関	【病院】 補助率：1/2 補助限度額：41.1万円 ※事業額上限82.2万円 【診療所】 補助率：3/4 補助限度額：12.8万円 ※事業額上限17.1万円 ※事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセコンの改修等：78.1万円(病院)／13万円(診療所) ※申請額1,000円未満は切捨て	○患者宅等でのマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入 ○訪問診療等におけるオンライン資格確認を実施するにあたり必要なレセコンの改修等にかかる費用	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請	令和8年1月15日(木)	オンライン資格確認等 コールセンター 0800-080-4583 (通話無料) 月～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010237 
3	オンライン診療等におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金 (地域診療情報連携推進費補助金)	国 (社会保険診療報酬支払基金)	オンライン診療及びオンライン服薬指導 を1回以上実施したことがある保険医療機関等において、 オンライン資格確認を実施するためのレセコンの改修等 に係る事業。	オンライン診療及びオンライン服薬指導を1回以上実施したことがある保険医療機関	【病院】 補助率：1/2 補助限度額：39万円 ※事業額上限78.1万円 【診療所】 補助率：3/4 補助限度額：9.7万円 ※事業額上限13万円 ※申請額1,000円未満は切捨て	○オンライン診療等におけるオンライン資格確認を実施するにあたり必要なレセコンの改修等にかかる費用 ※No.4と申請内容が重複しない場合のみ申請可能。	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請	令和8年1月15日(木)	オンライン資格確認等 コールセンター 0800-080-4583 (通話無料) 月～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010237 
4	外来診療等(通常とは異なる動線・機器故障時等)におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金 (地域診療情報連携推進費補助金)	国 (社会保険診療報酬支払基金)	通常の受付窓口とは異なる動線での資格確認や顔認証付きカードリーダー等の機器が故障したときの資格確認 を実施する保険医療機関等において、オンライン資格確認を実施するためのレセコンの改修等、モバイル端末や汎用カードリーダーの購入等に係る事業。	通常の受付窓口とは異なる動線での資格確認や顔認証付きカードリーダー等の機器が故障したときの資格確認を実施する保険医療機関	【病院】 補助率：1/2 補助限度額：41.1万円 ※事業額上限82.2万円 【診療所】 補助率：3/4 補助限度額：12.8万円 ※事業額上限17.1万円 ※事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセコンの改修：78.1万円(病院)／13万円(診療所) ※申請額1,000円未満は切捨て	○顔認証付きカードリーダーの故障時等にマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入 ○外来診療等(通常とは異なる動線・機器故障時等)におけるオンライン資格確認を実施するにあたり必要なレセコンの改修等にかかる費用 ※No.3と申請内容が重複しない場合のみ申請可能。 ※通常とは異なる動線と機器故障時等で各々補助金申請することは不可。	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請	令和8年1月15日(木)	オンライン資格確認等 コールセンター 0800-080-4583 (通話無料) 月～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010237#mc_etoc_1i3miounr10 
5	健診実施機関のオンライン資格確認等導入に係る助成金 (地域診療情報連携推進費補助金)	国 (社会保険診療報酬支払基金)	健康診査等を実施する機関(保険診療を実施しない医療機関含む。) において、オンライン資格確認を実施するためのモバイル端末や汎用カードリーダーの購入等に係る事業。	健康診査等を実施する機関(保険診療を実施しない医療機関含む。)	補助率：3/4 補助限度額：3.1万円 ※事業額上限：4.1万円 ※申請額1,000円未満は切捨て	○オンライン資格確認を実施するにあたり必要なモバイル端末 ○汎用カードリーダーの購入費用 等	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請 ※健診のみ実施している機関は施術所等向け総合ポータルサイトから申請	令和8年1月15日(木)	オンライン資格確認等 コールセンター 0800-080-4583 (通話無料) 月～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010402#mc_etoc_1i3miounr10 
6	義務化対象外機関(紙レセプト請求等)(マイナ資格確認アプリ)のオンライン資格確認等導入に係る助成金 (地域診療情報連携推進費補助金)	国 (社会保険診療報酬支払基金)	オンライン資格確認導入義務化対象外等の 保険医療機関等において、オンライン資格確認を実施するためのモバイル端末や汎用カードリーダーの購入等に係る事業。	オンライン資格確認導入義務化対象外等の保険医療機関	補助率：3/4 補助限度額：3.1万円 ※事業額上限：4.1万円 ※申請額1,000円未満は切捨て	○オンライン資格確認を実施するにあたり必要なモバイル端末 ○汎用カードリーダーの購入費用 等	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請	令和8年1月15日(木)	オンライン資格確認等 コールセンター 0800-080-4583 (通話無料) 月～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010249#mc_etoc_1i3miounr10 

7	医療費助成のオンライン資格確認・マイナンバーカードの診察券利用に係る助成金（医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業） （地域診療情報連携推進費補助金）	国 （社会保険診療報酬支払基金）	①医療費助成のオンライン資格確認に係る改修及びマイナ診察券に係る改修の両方を実施 医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている保険医療機関等において、マイナンバーカードの診察券利用のための再来受付機その他必要なシステムの改修等及び公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセコンの改修に係る事業。	医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている保険医療機関	【病院】 ア）再来受付機等の改修を含む 補助率：1/2 補助限度額：60.0万円 ※事業額上限120万円 イ）再来受付機等の改修を含まない 補助率：1/2 補助限度額：28.3万円 ※事業額上限：56.6万円 【診療所】 補助率：3/4 補助限度額：5.4万円 ※事業額上限：7.3万円 ※申請額1,000円未満は切捨て	<医療費助成のオンライン資格確認に係る改修> ○レセコン関係 ・オンライン資格確認端末から出力された医療費助成に係る資格情報をレセコンに取り込むための改修 <マイナ診察券に係る改修> ○レセコン・電子カルテ関係 ・マイナンバーカードの診察券利用のための改修に係る経費 ○再来受付機関係 ・マイナンバーカードの診察券利用のための改修等に係る経費※1（再来受付機自体の改修、再来受付機内アプリケーションの導入及びアップデート費用、再来受付機の新規購入に係るオプション費用※2） ・再来受付機の改修に伴い発生する周辺システムの改修費（電子カルテ、自動精算機等） ○ネットワーク設定作業等 ・ネットワーク設定作業等に係る費用（オンライン資格確認システム用ネットワークへの接続設定及び接続に要するルーターのセキュリティ対応の変更費用等） ・LAN工事費用 ○その他 ・診察券情報を印刷するためのプリンターの設定費用、購入費用 ※1：再来受付機の改修を含む場合、顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入費は助成金の対象外となる。 ※2：再来受付機を購入するにはマイナンバーカードの診察券利用のために必要となる経費が購入費用とは切り分けられた形で示された領収書が必要。	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請	令和8年1月15日（木） ※令和6年度に改修を行った場合も対象	オンライン資格確認等 コールセンター 0800-080-4583 （通話無料） 月～金曜日（祝日を除く） 8：00～18：00 土曜日（祝日を除く） 8：00～16：00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011208 
8	外来診療等におけるスマートフォンのマイナ保険証利用への対応における導入に係る補助 （地域診療情報連携推進費補助金）	国 （社会保険診療報酬支払基金）	保険医療機関において、スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードの電子証明書を利用するオンライン資格確認に必要な汎用カードリーダー等の購入費用の一部を補助する事業。	医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている保険医療機関	【クーポンコード1つあたり】 補助率：1/2 補助限度額：7,000円 ※事業額上限：1.4万円 ※クーポン補助額1円未満は四捨五入 ○取得可能なクーポンコード数は以下のとおり 病院：3コードまで取得可能 診療所：1コード取得可能 ※1コードにつき汎用カードリーダー等1セットの購入が可能	クーポンコード1つで費用補助が受けられる対象機器の組合せは①～④のとおり。 ①汎用カードリーダー ②汎用カードリーダー・USBハブ ③汎用カードリーダー・USB延長ケーブル ④汎用カードリーダー・USBハブ・USB延長ケーブル ※Amazonビジネスの専用ページで、クーポンコードを使用しなかった場合は補助対象外。	①医療機関等向け総合ポータルサイトにて、クーポンコードを取得する。 ②Amazonビジネス※の指定された専用ページにて、汎用カードリーダー等を選択。 ③決済画面にて、ポータルサイトで取得したクーポンコードを使用。 ※Amazonビジネスアカウントを持っていない場合、招待コードを用いてアカウントの新規登録が必要	令和8年1月31日（土）	オンライン資格確認等 コールセンター 0800-080-4583 （通話無料） 月～金曜日（祝日を除く） 8：00～18：00 土曜日（祝日を除く） 8：00～16：00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012330 

●電子処方箋関係

No	財政支援	実施主体	内容		対象施設	交付額	補助内容	申請方法	申請期日	問合せ先	掲載先
9	電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金 （医療提供体制設備整備交付金） ※医療情報化支援基金	国 （社会保険診療報酬支払基金）	オンライン資格確認等システムを導入した上で、電子処方箋管理サービスを導入することを前提に、電子処方箋管理サービスの導入に必要なHPKIカード等のICカードリーダー等の購入、電子処方箋管理サービスの導入に必要なレセコン及び電子カルテシステム等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費を含む。）、電子処方箋管理サービス等の導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業。	①電子処方箋管理サービスのみの導入（初期導入） ②電子処方箋管理サービス＋新機能（リフィル処方箋等）を同時に導入 ※新機能 - リフィル処方箋 - 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧 - マイナンバーカード署名 - 処方箋ID検索	令和7年9月30日までに電子処方箋管理サービスを利用できるシステムの環境整備が完了した施設	【大規模病院】（病床数：200床以上） 補助率：1/3 補助限度額：162.2万円 ※事業額上限：486.6万円 【病院】（病床数：199床以下） 補助率：1/3 補助限度額：108.6万円 ※事業額上限：325.9万円 【診療所】 補助率：1/2 補助限度額：19.4万円 ※事業額上限：38.7万円 ※申請額1,000円未満は切捨て	○HPKIカード等のICカードリーダー等の購入 ・ICカードリーダーの費用 ・電子署名に用いるICカードのカードドライバのインストール・設定に係る費用 ・顔認証付きカードリーダーのアプリケーションのアップデートに係る費用 ・資格確認端末のオンライン資格確認等連携ソフトのアップデートに係る費用 ・カードレス署名のモジュール・クライアントアダプタサービスに係る費用 ・HPKIのモジュール取得に係る経費 ○レセコン及び電子カルテシステム等の既存システムの改修 <医療機関の電子カルテシステム等の主な改修> ・電子処方箋ファイルを作成（電子署名の付与を含む）する機能の追加費用 ・電子処方箋管理サービスへ電子処方箋ファイル、処方箋情報提供ファイルを登録する機能の追加費用 ・重複投薬等チェック結果を閲覧するための機能の追加費用 ・処方・調剤情報の閲覧等に係る機能の追加費用 ・上記機能追加に伴い必要となる機器等の購入費 <ネットワーク環境の整備> ・ネットワーク設定作業等に係る費用（院内ネットワークの設定に伴う作業人件費を含む） ・ルーター、スイッチングハブ、LANケーブル、ファイアウォール機器等の購入費 ・オンライン資格確認のネットワークの電子処方箋管理サービスに係る帯域増強に係る費用 ○電子処方箋管理サービス等の導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業 ・事業者から医療機関・薬局職員への電子処方箋管理サービス等の導入に関する実地指導等に係る経費	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請	令和8年3月31日（火）	オンライン資格確認等 コールセンター 0800-080-4583 （通話無料） 月～金曜日（祝日を除く） 8：00～18：00 土曜日（祝日を除く） 8：00～16：00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040#mcetoc_1i3miounr10 

10	電子処方箋の機能拡充の促進事業 (地域診療情報連携推進費補助金)	国 (社会保険診療報酬支払基金)	電子処方箋管理サービスの 新機能の導入 に必要な レセコン及び電子カルテシ ステム等の既存システムの 改修、導入に附随する保険 医療機関等職員への実地指 導等に係る事業。	① 新機能（リフィル処方 箋等） を追加で導入 ※新機能 ・リフィル処方箋 ・口頭同意による重複投薬等 チェック結果の閲覧 ・マイナンバーカード署名 ・処方箋ID検索	電子処方箋管理サービスを利用 できるシステムの環境整備が完 了した施設でNo.9の交付決定 通知書が配信された施設	【大規模病院】（病床数：200床以上） 補助率：1/3 補助限度額：45.2万円 ※事業額上限：135.6万円 【病院】（病床数：199床以下） 補助率：1/3 補助限度額：33.3万円 ※事業額上限：100.0万円 【診療所】 補助率：1/2 補助限度額：12.3万円 ※事業額上限：24.5万円 ※申請額1,000円未満は切捨て	○No.9のうち、リフィル処方箋等を導入するためのシステム改修に係る費用	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請	令和8年1月15日（木） 0800-080-4583 (通話無料) 月～金曜日(祝日を除く) 8：00～18：00 土曜日(祝日を除く) 8：00～16：00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040#mcetoc_113miounr10 
11	福岡県電子処方箋導入促進費補助金	福岡県	保険医療機関等が電子処方 箋管理サービスを 初期導入 するため に行う、レセコン 及び電子カルテシステム等 の既存システムの改修、導 入に付随する保険医療機関 等職員への実施指導等に係 る事業。	①基本機能の導入に係る 費用	令和7年9月30日までに電子処 方箋の導入を完了し、 国におけ る電子処方箋管理サービスの導 入に関する補助金（No.9）の 交付決定を受けた保険医療機関	【大規模病院】（病床数：200床以上） 補助率：1/6 補助上限額：81.1万円 【病院】（病床数：199床以下） 補助率：1/6 補助上限額：54.3万円 【診療所】 補助率：1/4 補助上限額：9.7万円	○保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入するために行う、レセコン及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等（以下「システム改修等」）に係る事業 ○保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（リフィル処方箋等）を導入するために行うシステム改修等に係る事業 ○保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うシステム改修等に係る事業	「福岡県電子処方箋導入促進 費補助金事務局」宛に郵送	令和8年1月30日（金） 福岡県電子処方箋導入促 進費補助金事務局 050-3628-7974 月～金曜日(祝日を除く) 9：00～17：00	福岡県電子処方箋導入促進費 補助金事務局 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/cointents/denshishohousen.html 

●電子カルテ関係

No	財政支援	実施主体	内容		対象施設	交付額	補助内容	申請方法	申請期日	問合せ先	掲載先
12	電子カルテ情報共有サービスの導入に係る補助金 (医療提供体制設備整備交付金) ※医療情報化支援基金	国 (社会保険診療報酬支払基金)	既にオンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入（電子処方箋管理サービスにあつては、導入する旨の申し出がある場合は導入しているとみなす。）した病院において、電子カルテ情報共有サービスに接続することを前提に、電子カルテ情報・文書をFHIRに基づいた形式に変換し、電子的に送受信するために必要な改修等を行う事業。	①健診実施医療機関の場合（健診部門システム導入済の医療機関） ②健診未実施医療機関の場合（健診部門システム未導入の医療機関）	令和13年3月31日までに電子カルテ情報共有サービスを利用できるシステムの環境整備が完了した病院	①共有する電子カルテ情報が3文書6情報 【大規模病院】（病床数：200床以上） 補助率：1/2 補助限度額：657.9万円 ※事業額上限：1315.8万円 【中小規模病院】（病床数：199床以下） 補助率：1/2 補助限度額：545.7万円 ※事業額上限：1091.3万円 ※申請額1,000円未満は切捨て ②共有する電子カルテ情報が2文書6情報 【大規模病院】（病床数：200床以上） 補助率：1/2 補助限度額：508.1万円 ※事業額上限：1016.2万円 【中小規模病院】（病床数：199床以下） 補助率：1/2 補助限度額：408.5万円 ※事業額上限：817.0万円 ※申請額1,000円未満は切捨て	○電子カルテ情報共有サービスに接続することを前提とし、 ・6情報および各文書を、FHIRに基づいた形式に変換し、医療機関システム（※）と電子カルテ情報共有サービス間で電子的に送受信する機能を、電子カルテシステム等に導入する際にかかる費用（システム改修費用、システム適用作業等費用（SE費用、ネットワーク整備等）など） ※医療機関に導入されているシステム（電子カルテシステム、レセコン/医事会計システム、文書作成システム、地域連携システム、検査システム、健診システム等）の総称 ・（健診部門システム導入済の医療機関の場合）健康部門システムと電子カルテシステムの連携費用	医療機関等向け 総合ポータルサイトから申請	令和 13年 9月30日（火） 0800-080-4583 （通話無料） 月～金曜日(祝日を除く) 8：00～18：00 土曜日(祝日を除く) 8：00～16：00	医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010765 	

●その他

No	財政支援	実施主体	内容	対象施設	交付額	補助内容	申請方法	申請期日	問合せ先	掲載先
13	生産性向上・職場環境整備等事業 (医療施設等経営強化緊急支援事業) 県補助金名：福岡県医療従事者勤務環境改善促進費補助金	福岡県	病院、有床診療所、無床診療所等において、令和6年4月1日から令和8年2月28日までの間に、業務の効率化や職場環境の改善を図る費用を補助金として交付するもの。	令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を厘け出ている 病院、有床診療所、無床診療所等	【病院・有床診療所（※）】 補助上限額：許可病床数×4万円 【無床診療所】 補助上限額：1施設×18万円 ※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円が上限	○業務の効率化に資する医療DXに関するシステムの導入（機能追加）費用 ○医療DXに関するシステムの導入補助の多くが補助対象外となっているランニングコスト ○本事業による補助金の補助対象となる条件は、 ・令和6年4月1日から令和8年2月28日（本事業の対象期間）に業務効率化に資するシステムの導入（または業務効率化に資する新たな機能追加を伴うシステム更新）が行われていること ・既存の補助事業の給付を受けていない経費であること	「福岡県医療従事者勤務環境改善促進費補助金事務局」宛に、郵送、電子メール又はWebフォームで提出	【第2回募集】 令和7年12月15日（月）まで	福岡県医療従事者勤務環境改善促進費補助金事務局コールセンター 050-1752-6229 平日 9:00～17:00	福岡県ホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisannseikoujou-01.html 

※各補助金の詳細については、「掲載先」欄に記載のホームページ等をご参照ください。